

（後退時車両直後確認装置）

第146条の2 後退時車両直後確認装置の運転者の視野に係る性能等に関し、保安基準第44条の2の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 協定規則第158号の規則15. 2.（15. 2. 1. 1.を除く。）又は15. 3. に定める基準。ただし、同規則の規則2. 1. 5. で規定する検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、確認点（同規則の附則10の規則1. 4. に規定された検知装置の作動を確認する点をいう。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げる全ての点を検知できればよいものとする。なお、当該装置が第146条の基準を満たす場合、協定規則第158号の規則15. 2. 1. 3. の要件を満たしたものとする。

イ 自動車の両側面の最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面に最も近い4つの確認点

ロ 車両中心線上にある2つの確認点

二 前号の規定にかかわらず、鏡（自動車の直後の状況を把握するために直接視認する鏡をいう。）若しくはカメラ（自動車の直後の状況を把握するために必要な視界を撮影する装置をいう。）及び画像表示装置又はこれらの組み合わせによる後退時車両直後確認装置にあっては、運転者が運転者席において次に掲げる全ての範囲を確認できるものであればよい。この場合において、鏡を用いることができるのは、協定規則第158号の規則15. 2. 1. 7. を満たす場合に限るものとする。

イ 自動車の両側面の最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面に挟まれた範囲内に、車両最後端部より0. 5m後方及び1. 35m後方の車両中心線に直交する鉛直面に沿って地上に引かれた線の全体

ロ 自動車の両側面の最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面及び車両最後端部より3. 5m後方の車両中心線に直交する鉛直面の内側に、互いに交わる鉛直面に接するように車両中心線に対して対称に地上に設置された高さ80cm直径30cmの円柱の全体

三 後退時車両直後確認装置の取付位置、取付方法等に関する基準は、次に掲げる基準とする。

イ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ 画像表示装置は、運転者が運転者席に着席した状態で直視できる範囲内にあり、前2号の要件を容易に確認できる位置に備えなければならない。

ハ 原動機の実作動装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。

2 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えた後退時車両直後確認装置

- 二 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置
 - 四 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた後方視界看視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後方視界看視装置又はこれに準ずる性能を有する後方視界看視装置を備える後退時車両直後確認装置
- 3 保安基準第44条の2の後退時車両直後確認装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつて車両後部に特殊な装備を有する自動車とする。
- 4 保安基準第44条の2ただし書の告示で定める自動車は、協定規則第158号の規則15.2.1.1.に掲げる方法によって第1項に定める基準に適合する自動車とする。ただし、協定規則第158号の規則15.2.1.1.は、協定規則第158号の規則15.2.1.7.を満たす場合に限り適用する。